

弘前大学大学院人文社会科学研究科における学位論文審査等に関する申合せ

(令和元年 12 月 18 日 研究科委員会承認)

令和 4 年 3 月 16 日改正

(趣旨)

- 1 この申合せは、弘前大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日第 4 号）に基づき、弘前大学大学院人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文審査等に関し、必要な事項を定める。

(学位論文の種類・要件)

- 2 本研究科の学位論文は、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 修士論文
人文社会科学の最新の理論・方法論に基づいて、専門のテーマ等に関して学術的に論を展開したオーソドックスな形式の論考であること。
 - (2) 個別課題報告書
修士論文の研究手法を踏まえつつ、文化の振興、経済・産業の活性化等に関わる特定の課題の発見・分析・解決策の提示等に重点を置いた報告書形式の論考であること。

(審査体制)

- 3 学位論文の審査体制は、次のとおりとする。
 - (1) 研究科長は、学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会の議を経て、本研究科担当の教授(以下「教授」という。)のうちから、主査 1 名（ただし、主指導教員として学生の研究指導にあたってきた教員は除く）及び副査 2 名以上の審査委員を選出して、その審査を委嘱しなければならない。
 - (2) 審査委員のうち副査については、研究科長は、必要と認めたときは、前号にかかわらず、研究科委員会の議を経て、教授以外の本研究科担当の准教授、講師又は助教を審査委員に委嘱することができる。
 - (3) 学位論文の審査に当たっては、本研究科担当以外の教員の協力を得ることができる。

(審査方法)

- 4 学位論文の審査は、論文の審査及び最終試験による。最終試験は、論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口述試験により行うものとする。

(審査基準)

5 学位論文の審査及び最終試験は、次の基準にそっておこなう。

- (1) (学問的専門性) 人文社会科学の学問的専門性に立った論考としての形式・内容を備えていること。
- (2) (テーマ設定の適切性) 研究史の動向を踏まえて、論考のテーマが適切に設定され、論考の意図や目的が明確に読み取れること。
- (3) (論理構成) 論理構成がしっかりしており、妥当な結論が導かれていること。
- (4) (独創性) 修士論文では、テーマ・問題設定、研究方法、結論等、論考の中に新しい知見が示されており、研究としての独自の意義が認められること。個別課題報告書では、特定の課題の発見・分析・解決策の提示等において、何らかの独自の意義が見られること。
- (5) (論述内容、資料等の引用の適切性) 論述内容、資料等の引用が適切で、著作権や人権等に関わる研究倫理上の問題に抵触していないこと。

(学位論文の公開)

- 6 審査に合格した学位論文は、日本語と英語の二カ国語による要約を本研究科のホームページで公開するものとする。

附則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和元年度以前の入学者及び令和元年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和3年度以前の入学者及び令和3年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、なお従前の例による。